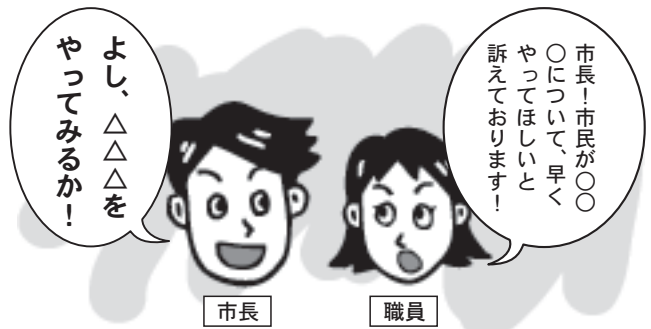


あなたの提言を 聞かせてください。

～市民まちづくり提言募集～



と、こんな風に市民のみなさん一人ひとりが市長になったつもりで、さまざまな提言をしてください。お待ちしております！

募集テーマ

「元気で活気ある七尾」づくり

花嫁のれん展に代表されるように、市民主体の活動が七尾市に元気を与えています。このような活動を支援し、「元気で活気ある七尾」づくりを目指します。

【提言のポイント】

- やってみたい活動は？
- 七尾が活気づく事業、イベントとは？
- 行政が果たす役割は？

市民と行政とが共に歩むまちづくり

現在、市民と行政とが協力し合って活動している地域や団体が数多くあります。今まで以上にお互いの協力関係を強化し、市民が主役となるまちづくりを目指します。

【提言のポイント】

- 共に協力し合う仕組みづくりとは？
- 共に協力し合う取り組み・事業とは？
- 行政がしなければならない事は？

災害に強いまちづくり

地震や台風などの災害に対して、防災訓練の実施や自主防災組織（現在11地区）の育成に努め、さらに防災意識を高めて、災害に強いまちづくりを目指します。

【提言のポイント】

- 防災意識を高めるには？
- 自主防災組織を増やすには？
- 防災対策に有効な取り組みは？

観光客がたくさん訪れるまちづくり

社会状況の変化により、七尾へ訪れる観光客は年々減少しています。観光ニーズに対応したさまざまな取り組みを実施し、観光客がたくさん訪れるまちづくりを目指します。

【提言のポイント】

- 和倉温泉を活性化するには？
- 中心市街地に観光客を呼び込むには？
- 市民一人ひとりができることは？

元気な高齢者の活躍の場づくり

高齢者が持つ豊富な人生経験を生かし、住み慣れた地域のために貢献する活動を支援し、地域の活性化や高齢者の生きがいづくりを目指します。

【提言のポイント】

- 地域でできるボランティア活動とは？
- ボランティア団体を育成するには？
- ほかに活躍できる場とは？

市民が望む図書館づくり

情報化社会の進展など時代の流れとともに、市民ニーズに対応したサービスを提供し、市民に喜ばれる図書館づくりを目指します。

【提言のポイント】

- サービス内容を充実するには？
- 図書館4館のあり方は？
- 運営の方法は？

提言をしたい方は？

提言箱設置場所にある「市民まちづくり提言書」に記入し、提出してください。上記以外のテーマでも受付しています。

いただいた提言は、市広報・ホームページなどで公開し、広く意見を聞きながら実現に向けて検討します。優秀な提言をした方には、1万円相当の商品券を進呈いたします。

☆市ホームページにも掲載しています。

提出方法

• 郵送、FAXまたはメールにて提出

• 提言箱に投函

提言箱設置場所

- 七尾市役所市民ロビー
- ミナ・クル内健康福祉部
- 各市民センター

申込締切 11月9日（金）

※提言書提出先

〒926-8611

袖ヶ江町イ部25番地

七尾市役所企画経営課

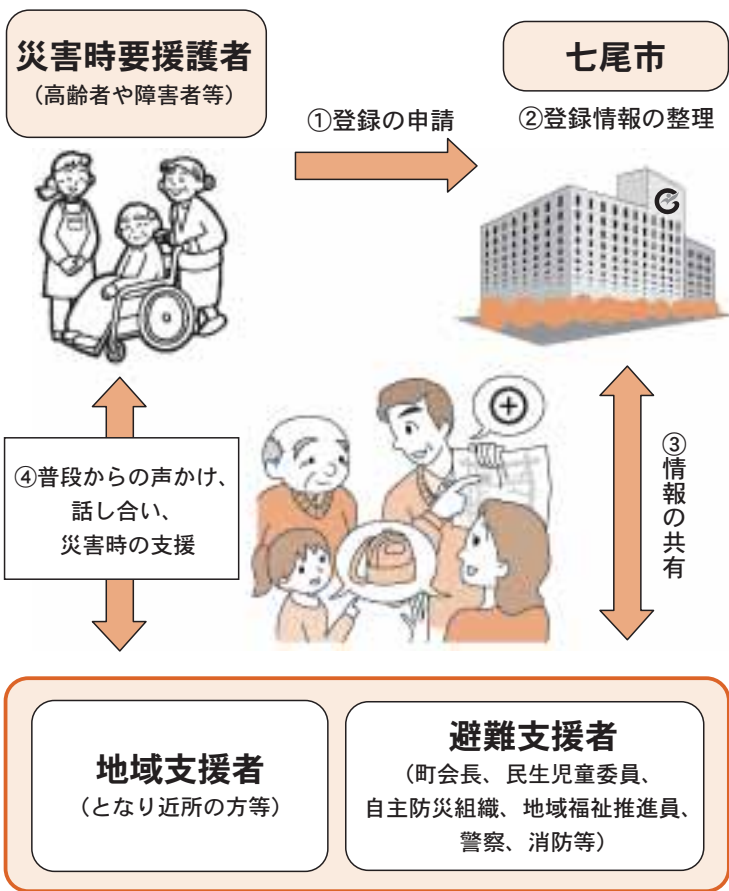
☎ 53-1117

☎ 53-1819

Kikaku-k

@city.nanoo.lg.jp

制度の流れ



※お問い合わせは
福祉課健康福祉政策室 (ミナ、クル2階)

☎ 53-8418



高齢の方や障害のある方が安心・安全に暮らせる地域づくりをめざして 「ご近所お助けプラン」 災害時要援護者避難支援制度 導入にむけて

七尾市では、災害時に自力で避難することや情報収集が困難で第三者の支援が必要な人(「災害時要援護者」と呼びます。)に対し、地域の住民が協力して、避難・救護・救援などの減災活動を行うための取り組みを始めています。対象者の個人情報、平常時から市と地域で共有し、災害時の円滑な支援のために役立てます。

自分で判断し、任意で登録する制度

登録する制度

- ①登録するかしないかは、要援護者自身(家族等を含む)が判断する任意の登録制度です。
- ②災害時における避難は「自助(本人や家族等)」が原則ですので、それぞれの状況に応じた準備を心掛けましょう。

自力で避難できない方が対象

- ①介護保険における要介護3・4・5の方
- ②障害者手帳の交付を受けており、障害程度が1級〜2級の方
- ③療育手帳(A及びB)の交付を受けている方
- ④精神保健福祉手帳(1級〜3級)の交付を受けている方
- ⑤高齢者(65歳以上)のみの世帯で、①〜④に該当しない方
- ⑥①〜⑤以外で災害時に自力で避難することが困難な方

支援を受けるため、登録を!

あらかじめ「登録申請書兼登録台帳」に必要事項を記入し、提出する必要があります。

10月以降、民生児童委員に協力してもらい、同意確認のための家庭訪問が行われます。

避難を支援する人は「ご近所さん」

要援護者本人の意思を尊重し、避難のお手伝いをする「地域支援者」を選んでもらいます。地域支援者には、いざという時に頼りになり、日頃からお付き合いのある「となり近所の方」が適当です。日常生活での声かけや災害時の避難誘導、安否確認等の支援を行ってまいります。なお、支援する地域住民に支援の責任を課するものではありません。

情報は、地域で共有

登録された情報は地域において共有されますので、町会長、民生児童委員、自主防災組織等が中心となり、要援護者の避難支援に向けた取り組みに役立てられます。

☆受付開始日や具体的な手続き方法は広報ななお11月号でお知らせします。